

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第2期 2023年7月1日から 2024年 6月30日まで

2024年9月30日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 きぼう監査法人

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目2番22号

代表者 代表社員 石崎 勝夫

## 一. 業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革

#### (1) 目的

- ① 財務書類(電磁的記録を含む。)の監査又は証明の業務(以下「監査証明業務」という。)
- ② 財務書類(電磁的記録を含む。)の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

#### (2) 沿革

2022年8月 きぼう監査法人を設立

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人であります。

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

当事業年度は監査証明業務の新規の契約が10社あり、当事業年度末の監査契約先は10社(うち大会社等はありません)となりました。また、非監査証明業務は新規上場を目指す会社の会計指導などを4社に対して実施しました。

#### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当進事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	一社	一社
②金商法監査	—	—
③会社法監査	—	—
④学校法人監査	—	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	10	—
⑦その他の任意監査	—	—
計	10社	一社

(4) 非監査証明業務の状況

2024年6月30日現在

種別	区分	
	総数	内大会社等の数
対象会社数	4社	一社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は経営理念として、「資本市場の健全な発展のために社会の希望の光となる」旨を掲げており、その実現のための行動指針として「公正不偏の態度を貫き常に誠実に」や「質の高い監査を追求する姿勢及び取り組みを継続する」といった事項を定めております。

② 経営管理に関する措置

当法人は業務の品質の確保を重要視することをパートナー間の共通認識とし、法人の経営管理組織として社員全員で構成される「社員会」を唯一の意思決定機関と位置づけ、経営管理の運営を行っています。社員会は毎月開催し、経営管理に関する情報共有を行うほか、課題の解決について議論を行うとともに、重要事項について社員会にて決定しております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は「監査の品質管理規程」において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施すること及び監査責任者自らそれらを遵守するとともに監査チームメンバーに遵守する旨指示することを定めています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

#### (職業倫理)

当法人に所属する専門要員が遵守すべき職業倫理は「監査の品質管理規程」及び「倫理規則細則」にその方針及び手続を定められており、当法人は所属する専門要員に対してそれらの遵守を求めるとともに、遵守状況を確認しています。

#### (独立性)

当法人は、毎年定期的に及び必要に応じ、日本公認会計士協会の倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」を利用して、当法人及び専門要員に関する監査対象会社に対する独立性を調査しております。

#### (業務執行社員等のローテーション)

当法人は大会社等の監査業務については、業務執行社員及び審査担当者の監査期間は一定期間以内とすることを義務付けております。

また、大会社等以外の監査業務のうち、一定以上の事業規模の会社の監査業務については、業務執行社員の監査期間は一定期間以内とすることを義務付けております。

### ② 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は監査契約の新規の締結及び更新に関する方針と手続を「監査の品質管理規程」に定めております。監査契約の新規の締結の可否判断に当たっては、経営者の誠実性や対象業種の複雑性、業務経験者を含む人的資源の確保の状況等を勘案して、最終的に社員会において承認・決定することとし、監査契約の更新については、審査担当社員による審査を経て決定することとしております。

### ③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

#### ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当する監査業務への従事割合や、品質管理業務等の法人管理業務への貢献度、非監査業務実施への貢献度等一定の評価基準により、評価・決定しております。

#### イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は所属する専門要員の能力を維持・向上するために、定期的に法人内研修会を開催しております。また、公認会計士については、日本公認会計士協会が実施する継続的専門能力開発制度(CPD)のEラーニング科目の中から必修・推奨するものを選定し、専門要員に履修させています。

さらに公認会計士についてはCPDの履修状況を管理し、必要履修単位に満たない場合は単位取得が完了するまで監査業務に従事させない措置をとっております。

#### ウ. その他

業務を担当する監査責任者を含めて、監査チームの編成に当たっては、同様業務の実務経験や能力、独立性、監査業務の遂行に十分な時間の確保の状況、当法人が定める品質管理に関する方針及び手続への理解の程度などを考慮して、決定しております。

当法人は小規模であることから、当面は経営理念・行動指針に賛同頂けること、及びある程度の監査実務経験を有し自律的に行動できることを満たす専門要員を採用することとしています。

#### ④ 業務の実施及びその審査

##### ア. 専門的な見解の問合せ

当法人は適切な判断が困難であったり、見解が定まっておらず判断が難しい重要事項を解決したりするため、専門的な問い合わせに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「専門的な見解の問い合わせに関する規則」等に定めて運用しております。

##### イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人の監査チームは監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問い合わせの助言者との間又は業務執行社員と審査担当社員との間に監査上の判断の相違が生じた場合、監査上の判断の相違が解決されない限り、監査報告書は発行しないこととしております。

##### ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人では原則としてすべての監査業務について、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、関与先ごとに審査担当者を選任して、審査担当者による審査を実施しております。

また、「審査規程」や「審査手続マニュアル」において、審査担当者の適格性、審査時の実施事項等を定めております。

##### エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するた

めに行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では現状、被監査会社数が限定的であることから電子監査調書システムを採用しておりませんが、監査調書については一部の例外を除き電子的に作成し、その監査調書については読取り専用のDVDに焼き付け、常時施錠されている調書保管庫に保管することとしております。

なお、今後、被監査会社の増加することを想定し、監査調書の電子化システムを導入すべく準備を進めております。

#### ⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は品質管理のシステムに関する諸方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。当該プロセスは日常的な監視及び定期的な検証からなり、発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には改善を要する事項を検討し、適切な是正措置をとることとしております。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人は公認会計士法第34条の13の規定に基づき上述の記載のとおり当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するための業務管理体制(業務の品質の管理を行うための体制を含む)を整備しております。業務の品質の管理の方針は「監査の品質管理規程」を含め必要な諸規程・マニュアル等に定めており、当法人の品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理責任者である最高経営責任者(代表社員)が負っております

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、当該不当な影響を及ぼすことは無いと考えられることから、特段の措置を講じていません

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第 46 条の9の2第1項の規定による調査(品質管理レビュー))を受けた年月

2023年10月(登録の審査のためのレビュー)

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の代表社員が当法人の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第 24条の4又は第 34 条の 34 の13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

該当事項はありません

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	一人	6人

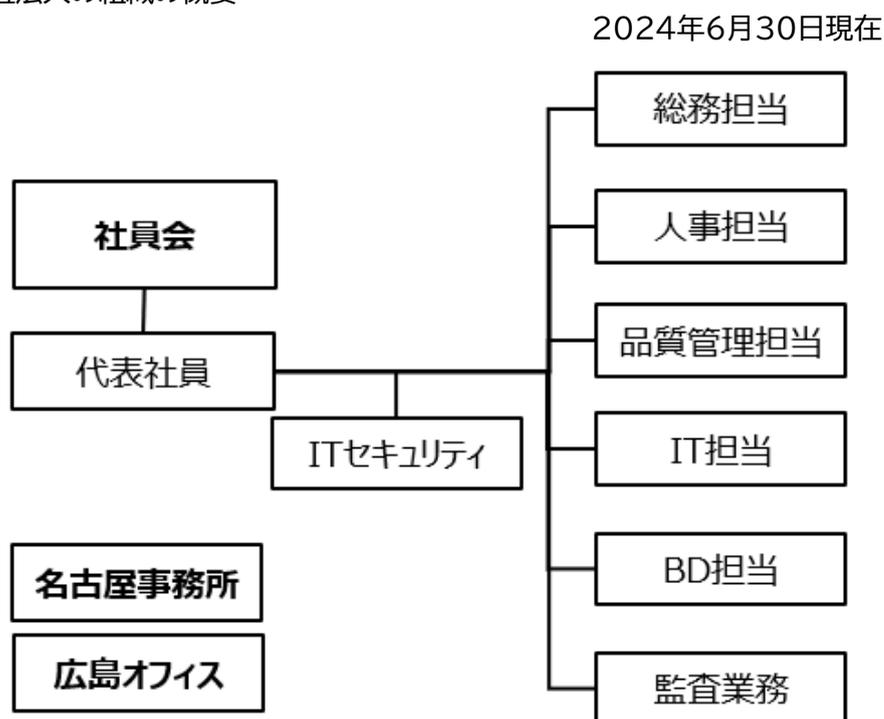
## 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営方針の決定に関する事、業務執行の適正を確保するための措置を含む重要な業務執行の決定に関する事項、重要な契約の締結に関する事項、法人諸規則を改廃する場合、監査契約の新規締結又は継続に関する事項 など	6人	一人	6人

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
名古屋事務所	名古屋市中村区名駅3丁目2番22号	5人	一人	5人	一人
広島オフィス	広島市南区京橋1丁目7番地	1人	一人	1人	一人
計		6人	一人	6人	一人

## 四. 監査法人の組織の概要



## 五. 財産の概況

### 1. 売上高の総額

(単位: 千円)

	第1期 2022年8月22日～ 2023年6月30日	第2期 2023年7月1日～ 2024年6月30日
売上高		
監査証明業務	—	39,023
非監査証明業務	2,750	8,068
合計	2,750	47,091

### 2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人のため、添付していません。

### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人のため、添付していません。

## 六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

該当事項はありません。